

第4次

入善町行財政改革大綱

DX 活用で実現する行財政改革～もっといい街へ～

質の高い公共サービスの
効率的・効果的な提供へのアップデート



目次

I	策定の背景	・ ・ ・	1
II	基本理念	・ ・ ・	3
III	基本方針	・ ・ ・	3
IV	取組戦略	・ ・ ・	4
V	取組方法	・ ・ ・	5
VI	取組内容		
1	窓口・フロントヤード（町民との接点）の改革		
(1)	町民目線に立った公共サービスの提供	・ ・ ・	5
(2)	事務処理の効率化	・ ・ ・	5
(3)	効率的・効果的な公共サービスの提供	・ ・ ・	6
2	行政内部業務のデジタル改革		
(1)	文書電子化、ペーパーレスの推進	・ ・ ・	6
(2)	多様な専門技術職の確保育成・広域連携の検討	・ ・ ・	6
3	業務の質・量の適正化への改革		
(1)	歳入・歳出の改善	・ ・ ・	6
(2)	公共施設等管理の見直し	・ ・ ・	7
(3)	業務プロセスの見直しによる業務効率化	・ ・ ・	7
(4)	自助、互助、共助、公助による協働と共創	・ ・ ・	8
4	働き方改革と災害に強い組織への改革		
(1)	災害に強い柔軟で機動的な組織づくり	・ ・ ・	8
(2)	町民から信頼される職員づくり ～課題の発見力/解決への実行力～	・ ・ ・	8
(3)	成長を実感できる環境づくり	・ ・ ・	8
(4)	業務継続計画の策定やデジタルツールの活用	・ ・ ・	9

I 策定の背景



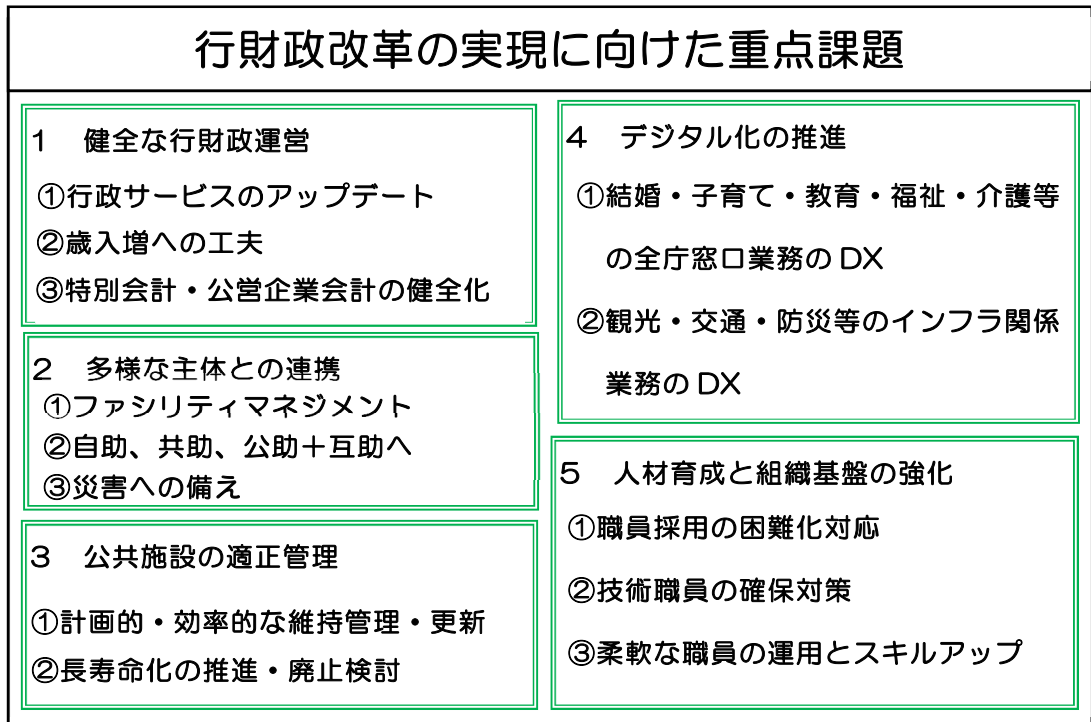
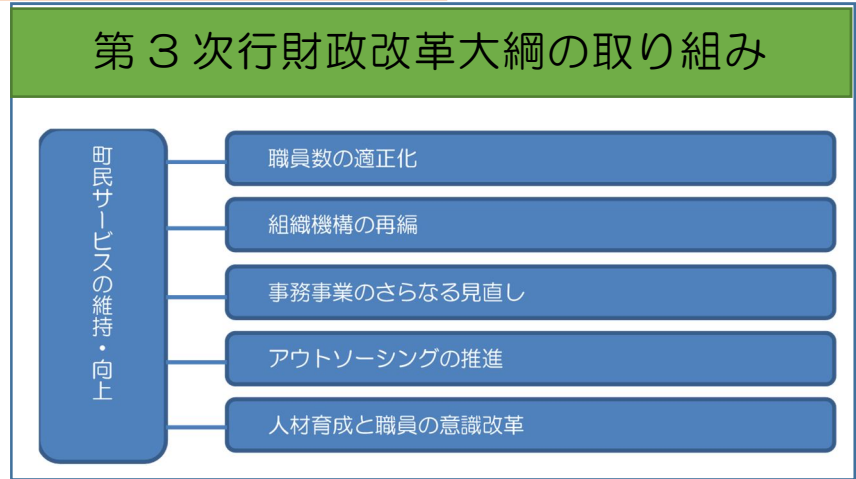
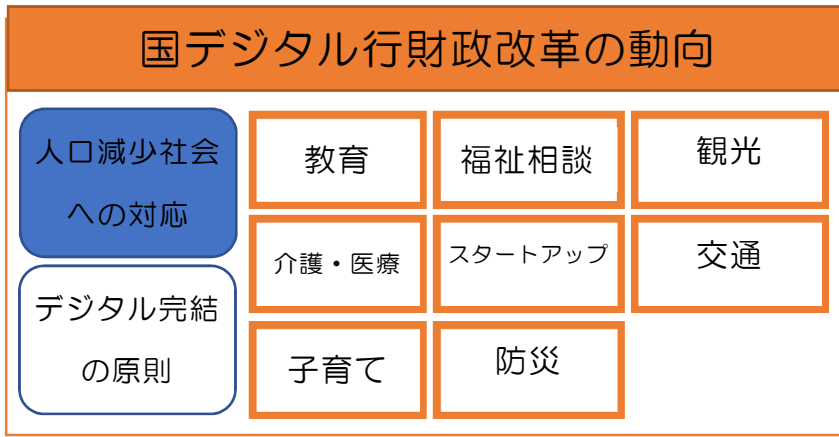
本町では、これまで第3次行財政改革大綱の実施期間である令和6年度までに、組織・機構の見直しをはじめ、定員管理及び給与の適正化、公共施設等の効率的な管理運営、事務事業の見直し、公共工事のコスト見直し、経費の節減に取り組む一方、町民サービスの一層の向上、町民と行政が協働して新しいまちづくりを推進してきました。

しかしながら、全国的な人口減少、少子高齢化が、今後、加速度的に進行することが想定されています。本町においても、全国平均や富山県平均に比べて少子高齢化が顕著となっています。こうした状況により、将来的に、歳入面においては、生産年齢人口の減少による「税等」の減収に加え、総人口の減少に伴う地方交付税の減収へと繋がるものとなります。

さらに歳出面においては、高齢化率が高まることに伴い、予算に占める社会保障経費の割合が増加し、財政負担の増加が見込まれます。また、老朽化が進んでいる町施設の更新等の経費が、今後の大きな財政負担となることが想定され、その対策が喫緊の課題となっています。

このような中、令和5年6月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、町では、デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づき、更なる行政サービスの向上に向けて、取組みを推進しています。

町では、第3次行財政改革大綱の結果を踏まえながら、「もっといい街・住みよい入善」の実現に向けて、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供できるようにサービスをアップデートし、今後の未来への投資を行うとともに、健全な財政運営を将来にわたり堅持するために、今後取り組むべき行財政改革についての指針を新たに策定するものです。



Ⅱ 基本理念

質の高い公共サービスの
効率的・効果的な提供へのアップデート
「DX 活用で実現する行財政改革～もっといい街へ～」

Ⅲ 基本方針

行政を経営するという視点により、行政コストを削減する「量」的な改革を継続しつつも、デジタル技術やデータを活用して、町民の利便性を向上させるとともに、民間の力を活用することなどにより効率的・効果的な行政経営に向けて、「質」的な改善に取り組んでいくことを方針とします。

① 窓口・フロントヤード（町民との接点）の改革

② 行政内部業務のデジタル改革

③ 業務の質・量の適正化への改革

④ 働き方改革と災害に強い組織への改革

IV 取組戦略

1 窓口・フロントヤード（町民との接点）の改革

多様化・高度化する行政へのニーズに対応した公共サービスを提供し、さらなる「質」の向上に取り組みます。

また、日々の業務プロセスを改善するアイデアを具体化するとともに、フロントヤードの改革に向けて、デジタルを効果的に活用し、事務の効率化を推進します。

2 行政内部業務のデジタル改革

限りある行政資源を最大限に活用し、各施策の効率的・効果的な実行に向けた組織体制を構築します。

3 業務の質・量の適正化への改革

今後、さらに厳しい財政状況が続くことが予想される中、将来にわたって、安定した行政サービスを提供していくため、積極的な財源確保と抜本的な歳出の見直しを進め、将来に渡って町民が安心できる健全な財政運営を目指します。

4 働き方改革と災害に強い組織への改革

職員のワークライフバランスを推進し、働き方改革や職員の人材としての育成をすすめ、信頼される職員を理想像に取り組みを行います。

また、地震、風水害、疾病等に対抗する業務継続計画（BCP）を調査検討し、災害に柔軟に対応できる強い組織への改革を行います。

V 取組方法

1 計画期間

令和7年度～令和16年度(10年間)

2 実行計画による具体化

この大綱に基づく各年度の取り組みの実行計画及び前年度の取り組みやその成果の実施状況を年度ごとに精査し、見直しを行います。

VI 取組の内容

1 窓口・フロントヤード（町民との接点）の改革

（1）町民目線に立った公共サービスの提供

多様化・高度化する行政へのニーズに沿った公共サービスを提供し、その「質」の改善に取り組みます。

①行政手続きのデジタル化【待たせない、書かせない窓口の実現】

- ・電子申請手続きの拡大
- ・マイナンバーカードの交付及び利用促進

②重層的支援体制^(※1)への対応⇒相談支援の重層化(AIの活用)

③対面相談の充実

④電子回覧板等の普及など、町と地域、地域内のコミュニケーションにデジタル技術を活用

（2）事務処理の効率化

日々の業務プロセスを改善するアイデアを具体化し、フロントヤードの改革に向けて、デジタルを効果的に活用し、事務の効率化を推進します。

- ・AI/RPA^(※2)等先進技術の積極的な活用
- ・タブレット端末を活用したペーパーレス会議の推進
- ・行政事務のペーパーレス化推進

※1 重層的支援体制 子ども・障がい・高齢・生活困窮等の対象者によらない様々なニーズに対応する支援体制

※2 AI/RPA 学習したデータにより識別判断するシステム(AI)、データ入力作業等の自動化(RPA)

(3) 効率的・効果的な公共サービスの提供

業務委託や施設管理などの民間のノウハウ・創意工夫を活用した外部委託を推進し、より効率的・効果的な公共サービスを提供します。

①アウトソーシング(民間・外部委託)の推進

・定型的な窓口業務の民間・外部委託によるサービス向上

②官民連携による土地・建物等の総合的な管理の推進

・ファシリティマネジメント等の推進

2 行政内部業務のデジタル改革

(1) 文書電子化、ペーパーレスの推進

- ・事務事業の中心となる文書事務について、文書に係る事務工数を的確に把握し、工数の低減・省人化を目的として、文書の電子化を進めます。
- ・申請書、許可書類等の対面で用いられてきた紙を減少させるために、電子による申請手続きを推進するほか、対面での紙の提出を義務付ける規制(いわゆるアナログ規制)の見直しに取り組みます。
- ・職員のデジタル技術の習熟に取り組み、窓口で『待たせない』対応や業務を横断的にできるよう事務分担の見直しを推進します。

(2) 多様な専門技術職の確保育成・広域連携の検討

- ・住民ニーズが深化・複雑化する中であって、職員数の増加は難しいことから、人工知能(AI)を用いた知識・技能のシェア、ノウハウのデジタル化を進めることで、専門的な知識・技能を継承・習得する場面を増加させます。また、従来にもまして、他自治体や団体と協力して、様々な課題に対応できるよう、多くの分野での広域連携を検討します。
- ・子どもの数が減少する中でも、様々な子育てニーズに対応するためのデジタル技術の活用を進めるほか、保健師・保育士等の専門職の確保に努めます。

3 業務の質・量の適正化への改革

(1) 歳入・歳出の改善

債権管理や税・料金の収納強化を図るほか、未利用財産の積極的な売却や貸付けなどによる財源確保、ふるさと納税の推進も図ります。また、長期的な

視野をもって、財政負担の軽減・平準化を図るため町有施設の適正な管理を推進します。

① 税収の確保

- ・債権管理の一元化
- ・収納率の向上

② 税外収入の確保

- ・未利用財産の積極的な売却、貸付け
- ・ふるさと納税の推進

③ 歳出の抑制

- ・経常的な費用の抑制
- ・補助金、負担金の適正化
- ・起債借入額の抑制及び平準化
- ・定型的業務のアウトソーシングによる人件費等の削減

(2) 公共施設等管理の見直し

公共施設等の老朽化が進行し、今後、多くの施設が改修・更新時期を迎えることとなり、多額の維持更新費用が必要となることが予測されます。

本町が所有する建築物に加え、道路、橋りょう等のインフラ資産を含めた公共施設等の実態をできる限り正確に把握し、将来生じる更新費用を予測したうえで、公共施設等の維持管理や更新について基本的な考え方を示し、長寿命化と更新費用の平準化の両立に取り組みます。

(3) 業務プロセスの見直しによる事務の集約化・業務効率化

BPR(ビジネスプロセス・リエンジニアリング※3)に取り組み、意思決定、文書作成、予算管理、設計施工等における様々な行政事務におけるプロセスを視覚化し、コア業務・ノンコア業務等に分類し、コア業務を中心として、限られた人材を十分に活用できるよう事務の集約化・業務の効率化に取り組みます。

※3 BPR(ビジネスプロセス・リエンジニアリング)

業務プロセスを分類して、人や設備の時間単価等から各々のコストを算出して数値化・分析し、様々なシステム等の構造を再構築する一連の活動。企業活動等で取り入れられてきた取り組みで、今回行政でも導入を企図するもの。

(4) 自助、互助、共助、公助による協働と共創

行政による公助等が行き届く前の段階での役割分担として、共助や自助があります。ここに、災害時の「個別支援計画」の事例に見られる、従来の隣近所の助け合いである「互助」を新たに行政の施策の中で位置づけ、人口減少社会による過疎等との課題に対抗するために、改めて「助け合い」を共創・活性化することにより、地域における協働による新しい地域づくりを推進します。

また、地縁団体、公民館等の規模や機能(役割分担)の見直しを推進し、地域経営のスリム化を図ります。

4 働き方改革と災害に強い組織への改革

(1) 災害に強い柔軟で機動的な組織づくり

地震、風水害、疾病等の我が国を取り巻く様々な災害を想定しながら、従来からの業務継続計画(BCP)を見直し、町の有事に的確に対応する組織体制を整えます。また、全国の自治体で職員が減少しており、災害時には応援職員として派遣されることも増加していることから、様々な場面で活動できる職員の育成や機動的な運用体制を整えます。

(2) 町民から信頼される職員づくり～課題の発見力/解決への実行力～

町民に寄り添った質の高い公共サービスを提供していくため、人材としての育成を進めるほか、町民から信頼される職員づくりを推進します。

① 人材育成

・職員研修の充実

職ごとに求められる資質向上と職場環境の向上、双方の研修を実施

・学習的風土づくり

個々の職員の自己研鑽を促進し、学ぶ意欲を支援

② 定員管理計画による質の高い行政サービスの提供

(3) 成長を実感できる環境づくり

全ての職員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を実現できるよう、仕事と家庭の両立支援といったワークライフバランスを推進します。

① ワークライフバランスの推進

・フレックスタイム等の導入による柔軟な勤務体制の整備

・年次有給休暇取得の促進

- ・男性の育児休業取得促進
- ・時間外勤務の縮減
- ② 女性が活躍できる環境整備
 - ・行政職における女性管理職の登用を推進

(4) 業務継続計画の策定やデジタルツールの活用

地震、風水害、疾病等に対抗する業務継続計画では、対応が必要な事象の規模・状況に応じて、必要な行政サービスを整理し、継続すべき業務とやむを得ず中断する業務を事前に計画し、必要な措置がとれるように業務体制を整備します。

また、避難所の運営の際に避難者の状況を災害対策本部で共有したり、被災家屋の位置を衛星の情報等を用いて把握したりするなど、災害時の様々な場面で活用されるデジタルツールの進歩があることから、それらのツールの調査が必要です。

入善町行財政改革町民懇談会 委員

(敬称略)

区 分	所 属	氏名	備考
コミュニティ代表	入善町区長連絡協議会	村田 浩樹	座長
子育て世代代表	入善町 PTA 連合会	辰尻 亮一	
若者代表	入善町商工会青年部	井田 泰朗	
農業代表	みな穂農業協同組合	尾山 浩二	
商業代表	入善町商工会	本多 光一	
工業代表	入善町経営者協会	上田 和男	
福祉代表	入善町社会福祉協議会	浦田 実	
教育代表	入善町教育委員会	加藤 裕子	

入善町行財政改革推進要綱（抄）

平成 10 年 5 月 15 日

入善町告示第 23 号

(目的)

第 1 条 本要綱は、高齢化、情報化、国際化の進展などの社会経済情勢の変化や、町民の多様なニーズに即応し、活力に満ちた魅力ある町づくりに資するため、行財政運営全般にわたる不
断の点検と改革を行うことを目的に設置する。

(組織)

第 3 条 町長は、大綱及び実行計画の策定並びに行財政改革推進のため、次の組織を設置することができる。

(1) 入善町行財政改革町民懇談会(以下「懇談会」という。)

(2) 略

(懇談会)

第 4 条 懇談会は、行財政改革の推進並びに大綱及び実行計画の策定について、必要な提言を行うことができる。

2 懇談会の委員は、町民又は町内に存する企業等に勤務する者の中から、町長が委嘱する。

3 懇談会の委員は、10 人以内とし、任期は 2 年とする。

4 懇談会の座長は、委員の中から互選する。

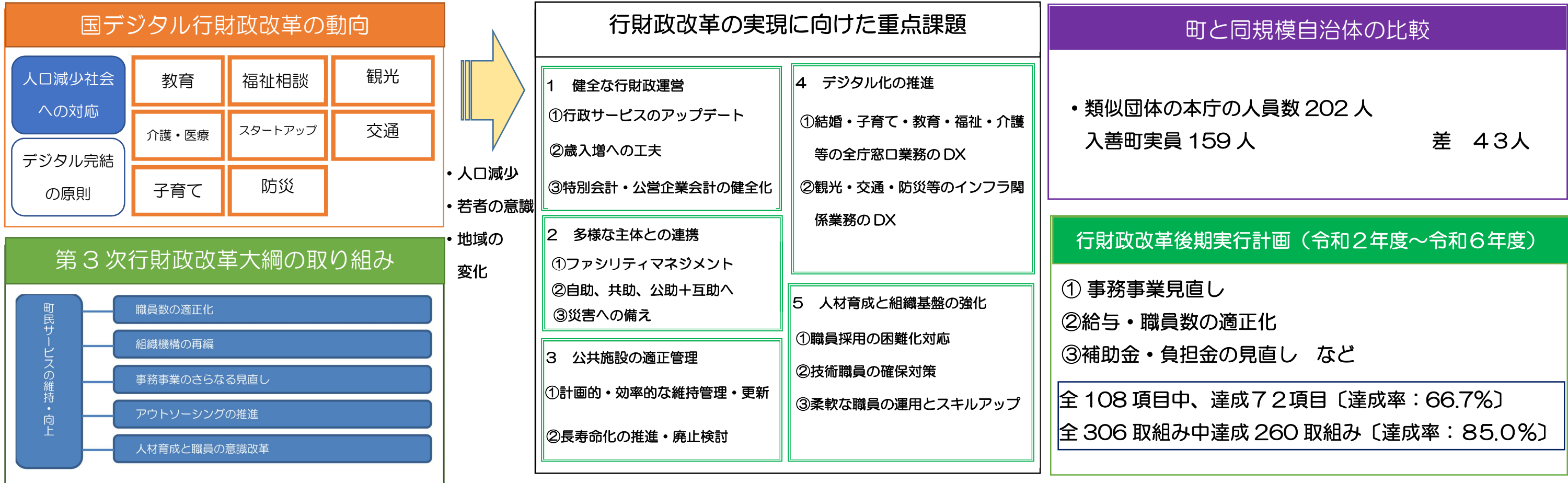
5 懇談会に顧問を置くことができる。

6 懇談会の運営に必要な事項は、別に定める。

第4次入善町行財政改革大綱の概要

質の高い公共サービスの効率的・効果的な提供へのアップデート『DX 活用で実現する行財政改革～もっといい街へ～』

入善町の業務を取り巻く環境



第4次入善町行財政改革大綱 行財政改革推進の基本方針[4つの改革] 計画期間 R7～R16【10年間】

I 窓口・フロントヤード（町民との接点）の改革	II 行政内部業務のデジタル改革	III 業務の質・量の適正化への改革	IV 働き方改革と災害に強い組織への改革
<ul style="list-style-type: none"> ① 町民目線に立った公共サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続デジタル化【待たせない・書かせない窓口の実現】 ・相談支援重層化（AI の活用）/対面相談の充実 ・電子回覧板等の地域内コミュニケーションのデジタル化 ② 事務処理の効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・AI/RPA 等先進技術の積極的な活用 ・タブレット端末を活用したペーパーレス会議の推進 ・行政事務のペーパーレス化推進 ③ 効率的・効果的な公共サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・アウトソーシング（民間・外部委託）の推進 ・官民連携による土地・建物等の総合的な管理の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ① 文書電子化、ペーパーレスの推進 <ul style="list-style-type: none"> A 庁内プロセスの再点検 B 工数低減・省人化に対応 C コスト削減・アナログ規制の見直し D 職員のデジタル技術の習熟と事務分担の見直し ② 多様な専門技術職の確保育成/広域連携の検討 <ul style="list-style-type: none"> A 土木・建築の知識・技能をシェア B 文書事務のノウハウ⇒デジタル化 C 子育てニーズの多様化に対応したデジタル技術の活用と保健師・保育士等専門職の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ① 歳入・歳出の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・ 税収の確保 ・ 税外収入の確保 ・ 歳出の抑制 ② 公共施設等管理の見直し ③ 業務プロセスの見直し <ul style="list-style-type: none"> ⇒事務の集約化/業務効率化 ・ BPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング） ④ 自助、互助、共助、公助による協働・共創 <ul style="list-style-type: none"> ・従来の隣近所の助け合いである「互助」を新たに位置づけ ・「助け合い」を共創・活性化 ・地域における協働による新しい地域づくり（共創） ・地縁団体、公民館等の規模・機能（役割分担）の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害に強い柔軟で機動的な組織づくり ② 町民から信頼される職員づくり ③ 成長が実感できる職場づくり ④ 業務継続計画策定/デジタルツール活用

入善町行財政改革大綱

令和7年3月発行

入善町総務課

〒939-0693

入善町入膳 423

電話 0765-72-1100